

令和3年度島根県の新規就農者に対する相談・体験から研修・就農までの主な支援策

国補助事業

県補助事業

〔 相談・体験 〕

< 就業相談 >

- 就業プランナー
- 自営就農支援コーディネーター
- 就農相談員（相談会、オンライン相談）
- しまねアグリセミナー（大学・専門学校等）
- オンライン産地ツアー等

< 短期体験 >

- ◎しまね農業体験プログラム【農業公社】
- 県内で実際に数日程度の農作業体験を支援
- 宿泊費、受入農家への謝金を助成

< 長期体験 >

- ◎Uターンしまね産業体験事業【定住財団】
- 県外在住者が県内で一定期間産業体験を行う場合に、滞在経費の一部を助成
- ・期間：3カ月～1年
- ・体験者 12万円/月
- ・受入先 3万円/月
- ・親子連れ 3万円/月・世帯 等

〔 就農前研修 〕

【国】農業次世代人材投資事業<準備型>

- ・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
- ・就農予定時50歳未満

【県】農業人材投資事業<準備型>

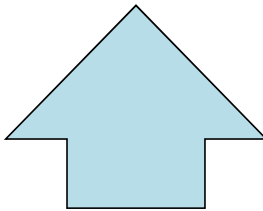
- ・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
- ・就農予定時原則50歳以上65歳未満
- ・Uターン者 12万円/月 1年以内
- ・県内在住者 6万円/月 1年以内

【県】半農半X支援事業<就農前研修経費助成>

- ・Uターン者が行う半農半Xの農業研修を支援
- ・就農予定時65歳未満
- ・12万円/月 1年以内

認定新規就農者目標数

60人以上



〔 研修生確保等 〕

【県】包括的就農パッケージづくり推進事業

- ・求める担い手像、農地等の農業情報と住居等の生活情報を包括して就農希望者へ提案する活動
- ・地域農業再生協議会等を支援 [補助率]1/2以内

【県】自営就農志向者受入促進事業<ハード事業> [補助率]1/3

- ・担い手育成協定締結経営体が自営就農志向者の独立に向けた技能習得に必要な機械等の整備を支援

〔 設備投資・経営開始等 〕

【国】農業次世代人材投資事業<経営開始型>

- ・認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
- ・就農時50歳未満
- ・150万円等/年 最長5年間（※所得額により交付制限有）

【県】農業人材投資事業<経営開始型>

- ・認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
- ・就農時50歳以上65歳未満
- ・72万円/年 2年以内（※所得額により交付制限有）

【国】強い農業・担い手づくり総合支援交付金<ハード事業> [補助率]3/10

- ・認定新規就農者等への施設整備等を支援

【県】自営就農開始支援事業<ハード事業> [補助率] 1/3

- ・認定新規就農者等の機械等整備への支援

【県】ハウス等整備事業<ハード事業> [補助率] 1/3等

- ・リース方式による設備投資支援に取得も支援対象に追加

【県】定年等帰農者営農開始・定着支援事業

- ・中山間地域の担い手不在集落で営農を開始する就農者の経営定着を支援
- ・就農時65歳未満
- ・6万円/月 最長2年間

【県】定年等帰農者営農開始・定着支援事業<ハード事業> [補助率] 1/3

- ・定年等帰農者が営農開始に必要な機械整備を支援

【県】半農半集落営農支援事業

- ・自営農業と集落営農への参画を合わせた農業経営の確立を支援
- ・就農時50歳以上65歳未満（県内在住者）
- ・6万円/月 最長2年間

【県】半農半X支援事業（定住定着助成）（県、市町村）

- ・半農半X実践者（Uターン者）の定住・就農開始後の助成
- ・就農時原則65歳未満
- ・12万円/月（夫婦で共同経営を行う場合18万円/月） 最長1年間

【県】半農半X開始支援事業<ハード事業> [補助率] 1/3

- ・半農半X実践者が営農を開始するための施設整備支援

【国】農の雇用事業（雇用就農時50歳未満）

- ・農業法人等への新規雇用者の研修費助成
- ・120万円/年 最長2年間等（支援タイプによって異なる）

【県】集落営農雇用支援事業（雇用就農時50歳以上65歳未満）

- ・集落営農法人に対して新規に正規雇用する者への研修を助成
- ・120万円/年 最長1年間

〔 経営確立支援 〕

【県・市町村・JA】新規就農サポートチーム

- ・新規就農者ごとに、経営・技術、営農資金、農地等の課題の相談に対応可能なサポートチームを設置。

【県】農業経営者養成事業

- ・経営者として習得すべきマネジメント能力や最新の農業知識の習得のため、農林大学校で農林大生、県内農業者向けの特別集中講座を実施。